

特許インストラクター制度について



特許インストラクター養成講座について

1. 特許インストラクター養成講座の目的・内容

- (1) **特許情報検索インストラクター養成講座** {H16, H17, H18(2回), H19, H21～H25, H26(2回), H27, H28, H29年度実施済み}

目的:学内における特許情報検索等で、教職員・研究員へサポートができる人材を養成

内容:特許基礎知識、特許情報検索についての講義と、併せて検索ツールのYUPASSやJ-PlatPat(旧IPDL)等を使って検索の実習{講座:9時間(3時間×3日)又は8時間or12時間(2日で)、2or3地区で実施}

- (2) **特許マップ(特許地図)作成インストラクター養成講座** (H17～H19, H21～H25年度実施済み)

目的:学内における研究テーマ関連特許調査、特許マップの作成ができる人材を養成

内容:特許基礎知識、特許情報検索、特許マップ作成についての講義と、併せてパソコンを使って特許マップ作成の実習{講座:8時間(2日で)、2地区で実施}

- (3) **特許明細書作成サポーター養成講座** (H17, H18, H19年度実施済み)

目的:学内における知財創作届作成の補助、出願のための資料まとめ・データ整理、簡易明細書の作成で、教員等へサポートができる人材を養成

内容:学術研究からの発明発掘の観点で、研究成果を特許明細書にまとめる手法等の特許明細書作成の基礎的講義と、併せて事例研究の演習{講座:8時間(1日又は2日で)、3地区で実施}

- (4) **特許図面作成イラストレーター養成講座** (H18, H21, H22, H23年度実施済み)

目的:特許出願時に必要な特許図面の作成ができる人材を養成

内容:特許基礎知識、特許図面作成要領についての講義と、併せて特許図面のトレース(下書きのラフスケッチあり)の実習{講座:4時間(1日)、1地区で実施}

2. 特許インストラクター制度の効果 (P3の学生インストラクターの体験談もご参照下さい。)

これらの4つのインストラクター制度の効果は、

- ①学生インストラクターが、特許出願の為の資料作成・データ整理、特許情報検索や特許マップ作成等をすることにより、多忙な大学教員へ支援ができる。
- ②知財啓発や知財教育により、若手人材・学生の育成ができる。
- ③知財教育を重視する企業等へ社会貢献及び就職活動へ大きな期待ができる。
- ④出願時の弁理士費用の低廉化にもつながる。



認定式



認定書

特許インストラクター養成講座の実施状況

1. 特許情報検索インストラクター養成講座

学部・研究科	H16年度		H17年度		H18年度(第1回)		H18年度(第2回)		H19年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度(第1回)		H26年度(第2回)		H27年度		H28年度		H29年度		
	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	
工学系(MOT含)	34	12	51	19	82	22	13	5	46	14	48	21	70	30	55	27	44	26	36	17	17	8	33	25	39	28	31	23	15	7	
医学系	3	2	7	4	3	1	1	1	8	1	23	18	25	13	10	6	9	6	9	8	12	8	5	2	4	2	3	—	—	—	—
農学系(獣医含)	—	—	6	3	11	4	8	4	3	1	7	5	3	2	8	5	4	1	1	1	—	—	4	3	4	4	6	5	2	1	
理学系	5	4	14	7	8	1	8	2	10	4	4	2	9	4	9	3	6	3	6	3	5	2	7	1	7	5	10	6	3	—	
経済学系	1	1	9	2	1	1	5	1	1	1	1	1	4	1	2	1	2	1	3	1	1	—	2	2	4	2	2	1	1	1	
教育学系(国際含)	1	—	3	1	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	1	1	—	—	1	1	1	
人文学系	—	—	1	1	4	1	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—	2	1	1	1	2	2	4	4	4	2	2	2	—	—	
教員・職員	8	4	5	5	15	7	4	2	8	—	17	2	5	—	3	1	5	4	14	8	—	—	6	4	4	1	3	2	10	2	
他団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	8	2	5	1	6	5	—	—	4	4	17	11	19	19	30	21	
合計(名)	52	23	96	42	126	38	41	15	78	21	103	49	116	50	96	46	78	43	77	45	37	20	65	45	84	56	76	58	62	33	

2. 特許マップ作成インストラクター養成講座

学部・研究科	H17年度		H18年度		H19年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	受講者数	認定者数														
工学系(MOT含)	22	5	25	9	4	2	28	10	27	14	19	10	12	4	15	12
医学系	9	2	2	1	6	2	9	5	7	6	5	3	6	5	2	—
農学系(獣医含)	20	9	7	2	5	3	13	2	3	1	2	2	6	6	4	3
理学系	8	4	2	1	4	2	10	5	6	3	6	4	5	2	4	3
経済学系	11	6	4	—	1	—	9	—	4	1	1	—	3	3	3	1
教育学系	—	—	—	—	1	—	2	—	—	—	1	—	—	—	1	—
人文学系	1	1	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	1	—	—
教員・職員	11	4	10	5	6	2	8	2	2	1	2	2	6	3	4	3
他団体・他大学	—	—	3	2	—	—	7	1	6	3	3	2	2	—	4	4
合計(名)	82	31	54	20	27	11	87	25	56	29	39	23	41	24	37	26



3. 特許明細書作成サポーター養成講座

学部・研究科	H17年度		H18年度		H19年度	
	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数
工学系	15	9	20	10	8	2
医学系	13	3	1	1	3	2
農学系	21	6	5	1	3	1
理学系	5	2	2	1	4	2
経済学系	4	2	3	—	—	—
教育学系	2	2	—	—	1	—
人文学系	—	—	—	—	1	—
教員・職員	12	4	12	5	6	—
他大学・高校	—	—	5	1	1	1
合計(名)	72	28	48	19	27	8



H25 年度
特許マップ作成インストラクター養成講座

4. 特許図面作成イラストレーター養成講座

学部・研究科	H18年度		H21年度		H22年度		H23年度	
	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数
工学系	12	10	7	7	4	4	5	5
教員・職員	—	—	2	2	—	—	1	1
合計(名)	12	10	9	9	4	4	6	6



H23 年度
特許図面作成イラストレーター養成講座



H19 年度
特許明細書作成サポーター養成講座

学生インストラクターの体験談

「学生時代に特許インストラクターを経験して」

山口大学大学院 理工学研究科
社会建設工学専攻 修士課程 修了生

私は一昨年から、特許情報検索のノウハウを身につけたいと思い、知的財産本部が主催する講習会や勉強会には積極的に参加した後、特許情報検索インストラクターとして先行技術調査に力を入れて取り組みました。依頼者である先生に積極的にコンタクトをとて技術内容を把握し、それに合せた特許情報の検索を行いました。この経験を通じて、知的財産権などの知識はもちろん、それ以上に積極的に取り組む姿勢や、普段はなかなか話すチャンスのない先生など年配の方とのコミュニケーションの取り方についてなど多くのことを習得することができました。また、特許情報検索インストラクターの他に、特許マップ作成インストラクターや特許明細書作成サポーターにも認定され、マップの作成および明細書作成についても実践で学ぶことができました。

私はこれらの活動を通じて、自分自身のためだけではなく、自分以外の人に対しても良い結果が出るように動く、まさに“Win-Win”的関係を構築できるように努力する姿勢が身についたと思います。また、このことは就職活動の面接時の大好きなアピールポイントとなりました。後輩たちにも、この特許インストラクターを是非お勧めしたいと思います。

山口大学大学院理工学研究科を卒業後の就職先では、特許情報検索のソフトを構築する業務もありますので、入社後、これまでの経験を活かして頑張りたいと思います。

最後になりましたが、山口大学知的財産本部での知的財産に関する取り組みは、知的財産整備事業のモデル校と言われているとお聞きしておりますが、私たち学生からみても、知的財産に関する取り組みが本当に充実しているように思われます。そのような場で勉強できたことは本当に幸運でした。改めて関係者の皆様に深く感謝の意を表します。

末筆ながら、山口大学知的財産本部の益々のご繁栄をお祈り申し上げます。

「入社試験と特許情報検索インストラクター制度」

山口大学大学院 理工学研究科
電気電子工学専攻 修士課程 修了生

入社試験を受けるに当たって殆どの学生が“エントリーシート”や“履歴書”などと格闘することでしょう。私も例に漏れずこれらと睨めっこを何日も続けてきました。頭の中にはんやりとあるがなかなか文字に表し難い“志望理由”などを順当にこなして行く中でふっと目にした“アルバイト経験”、その欄には私の学生生活を振り返り一番特殊な内容だった“特許情報検索インストラクター”を記入しました。

入社試験における第1関門の“エントリーシート”はなんとかパスし、試験段階はずんと進んでいよいよ苦手な“面接”。『エントリーシートに書いた“志望理由”くらいは頭に叩きこんで臨まないと面接で恥をかくな』など考えているうちに面接開始。大方の予想通り“志望理由”などを聞かれ話が進んでアルバイトの件に。「この特許情報検索インストラクターとはどんな仕事ですか」と、訝しげな顔を浮かべて面接官。『不審に思って当たりまえ、確かにこんな職種は聞いたこと無いよな』などと思いつつ仕事内容などを説明。「それって対象は学生？教員？」と質問が矢継ぎ早に、まだ怪しまれていると思いつつ回答。試験官はうんうんと理解したようないいような顔をして「過去にどのような案件を取り扱ったのか」「仕事はどのようにして処理していくのか」「明細書は書いたのか」「特許として認められたのか」など質問は更に突っ込んだ内容に進んで行き、気付けば特許情報検索インストラクターについて結構な時間話していました。面接全体を通してみた時、ほとんどこちらのペースで会話が進んでいたようで結果として満足のいく内容であったと思います。

このような面接の結果、なんとか希望する企業から内定を頂けました。面接を受けた側の感想としては、インストラクターという仕事をしていく中で、知的財産権の知識も自然と身に付いたこと、更に知的財産本部の皆様に指導されながら依頼者である先生方と話し合い、相手の意向に沿うように説明したり、書類を作ったりしていたというようなことが総合的に評価されたものと考えます。

私にとっては、大変有り難い制度と思っております。

国立大学法人山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター



連絡先/〒755-8611 宇都市常盤台2丁目16-1

TEL:0836-85-9963 FAX:0836-85-9967

E-mail:chizai@yamaguchi-u.ac.jp

URL:<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/>

2017.11.7 現在